

順天堂大学基礎研究医養成プログラム タブレット端末貸与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、順天堂大学（以下「本学」という。）基礎研究医養成プログラム参加学生・大学院生及び指導教員等へのタブレット端末の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末は、本学基礎医学研究医養成プログラム参加学生の教育コース等での利用および研究に必要な自己学習・情報収集を目的として貸与する。

(貸与対象者)

第3条 タブレット端末の貸与対象者は、本学基礎医学研究医養成プログラム参加学生・大学院生およびプログラムにかかわる本学教職員（以下「貸与者」という。）とする。

(貸与期間)

第4条 タブレット端末の貸与期間は1年毎の更新とする。

(貸与機器)

第5条 貸与するタブレット端末は次のものとする。

アップル社 iPad (Wi-Fiモデル) 一式

(貸与手続)

第6条 貸与者がタブレット端末の貸与を受ける時には、基礎研究医養成プログラム タブレット端末借用誓約書を医学部長または医学研究科長に提出するとともに、「機器接続申請書」を提出し、貸与機器の利用にかかわる諸注意を受けなければならない。

(貸与者の管理責任)

第7条 貸与者はタブレット端末の利用・保管を適正におこなうとともに、携帯中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

(遵守事項)

第8条 貸与されたタブレット端末の適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

2. 次の各号に掲げる事項を行わないこと。

(1) 第2条の目的以外の利用

(2) 他者への転貸、売却あるいは譲渡

(3) 使用に必要なID及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のID及びパスワードを用いて利用すること

(4) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること

(5) 不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更

(障害・事故)

第9条 貸与者は、次に掲げる場合には、直ちに基礎研究医養成プログラム室（以下「プログラム室」という。）に報告しなければならない。

(1) タブレット端末を破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき

(2) パスワードが第三者に洩れた可能性があるとき

(3) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき

(4) データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、または、それらのおそれのある事実を発見したとき

2. 障害あるいは事故によって生じる費用がタブレット端末購入時の保証の範囲を超える場合には、その差額を貸与者が負担しなければならない。但し、基礎研究医養成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）が特に必要と認めたときは、基礎研究医養成プログラムがその全部または一部を負担することができる。

(利用の停止)

第10条 本学の諸規定に違反した者及び第8条の禁止行為を行った者には、タブレット端末の貸与を停止する。

(返却)

第11条 貸与期間が終了した場合、貸与期間において貸与者が資格を喪失した場合、第10条に該当する場合あるいは運営委員会が必要と認めた場合には、貸与者はタブレット端末をすみやかに返却しなければならない。

2. 返却されたタブレット端末に障害あるいは破損、欠品等がある場合には、第9条第2項に従って貸与者が費用を負担しなければならない。

3 故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由でタブレット端末の全部または一部が返却できない場合には、運営委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。但し、運営委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

(自己責任)

第12条 タブレット端末の利用は自己責任を原則とし、タブレット端末の利用によって生じた費用及び損害は貸与者個人が負わなければならない。

(事務)

第13条 貸出に関する事務は、プログラム室が行う。

(その他)

第14条 タブレット端末貸与に関して、この規則に定められていない事項が発生した場合には、貸与者およびプログラム室が話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。